

事務連絡
令和5年11月7日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」等の一部訂正について

「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療
報酬明細書の記載等について」（令和5年9月28日付け保医発0928第1号。以下、「9月28
日通知」という。）について、別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底
を図られますよう、お願いいたします。

(別添)

9月28日通知の記の5「療養の給付」欄について」の記載例(2)について、以下のとおり訂正する。

(2) 入院の場合2 特記事項：区イ 70歳未満

公費①：治療薬補助(※)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額(162,400円)を超えないため治療薬補助を適用する。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		49,400		
			点	※ 点
	公 費 ①	9,400		9,000
	公 費 ②		点	※ 点 円

保医発 0928 第 1 号
令和 5 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか事務連絡）において、令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による公費支援の費用の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 3 月 20 日保医発 0320 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 5 年 5 月 25 日最終改正。以下「旧通知」という。）は令和 5 年 9 月 30 日付けで廃止する。

記

1 公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費（以下「入院補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の一部を補助する公費（以下「治療薬補助」という。）の 2 種類とし、公費負担者番号はそれぞれ別紙のとおりとする。

なお、旧通知の「一部補助」及び「全額補助」の公費負担者番号は、それぞれ「入院補助」及び「治療薬補助」の公費負担者番号と同じものとしている。

2 「公費負担者番号」欄について

- (1) 入院において、新型コロナウイルス感染症に係る診療及び治療薬を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する入院補助及び治療薬補助のうち適用する公費負担者番号を記載すること。

なお、入院補助の適用にならず、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与もない場合については、公費負担者番号の記載は要さない。

- (2) 入院外において、新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する治療薬補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。
- (3) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

3 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

4 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日 保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、入院外における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

5 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載すること。

また、治療薬補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額（1割負担：3000円、2割負担：6000円、3割負担：9000円）までの額を記載し、入院補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 8（2）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額を記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 入院の場合1 特記事項：区ウ 70歳未満

公費①：入院補助（※）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：133,100点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（75,100円）を超えるため入院補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決 定 点	負担金額 円
		142,500		91,680
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	142,500		75,100	
公費②	点	※ 点	円	

(2) 入院の場合2 特記事項：区イ 70歳未満

公費①：治療薬補助（※）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（162,400円）を超えないため治療薬補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決 定 点	負担金額 円
		49,400		
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	9,400		9,000	
公費②	点	※ 点	円	

(3) 入院の場合3 特記事項：区オ 70歳未満

公費①：入院補助（※） 公費②：生活保護（法別12）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点

・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（25,400円）を超えるため入院補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円
		49,400		
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	49,400		25,400	
公費②	点	※ 点	円	
	49,400		0	

(4) 入院外の場合 特記事項：区ウ

公費①：治療薬補助

- ・初・再診料、検査料など：1,400点
- ・コロナ治療薬：9,400点

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	一部負担金 円
		10,800		
				減額 割(円)免除・支払猶予
公費①	点	※ 点	円	
	9,400		9,000	
公費②	点	※ 点	円	

6 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7 実施時期

令和5年10月1日から実施すること。